# アッバース朝における豫算財政について（下）

清水誠

## 四　税務行政と徴税請負（アマーン）

國家豫算表が各種の豫算表を綜合して編成されることはすでに述べたが、この節ではアッバース朝の豫算制度に特に重要な役割を果している税収部門の機構およびその業務内容を説明したい。前節で少し觸れたように、官廳には總務系（aṣl）と監査系（zimām）があり、前者が豫算表の作成に當る。第三期における總務系税収部門の官廳はアル・サワード廳（dīwān al-Sawād）、東部方面廳（dīwān al-mašriq）、西部方面廳（dīwān al-maġrib）で、[1]これらは最も等級の高い官廳である。ヒラールによれば、二八〇年代の前半に、宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān の補佐をしていた Aḥmad b. al-Furāt が全國の徴税業務を管理する宮内總理廳（dīwān al-dār）を創立し、その部課（マジュリス）に東部方面課（maǧlis al-mašriq）、西部方面課（maǧlis al-maġrib）を包含していたが、アッバース朝から獨立していた地方を再征服するに從って組織も擴大され、これら二課は回曆二八六年に宮内總理廳から獨立して「廳」（ディーワーン）に昇格した（Hilāl 131–32；Ṭab. VIII, 197）。ヒラールによればこの直後に、

……私（ʿAlī b. ʿĪsā）はその官廳（西部方面廳）で、宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān のために書記官をしていたが、彼は私に Mawṣil および al-Zābāt（Zāb 兩河地帶）の税収に關する豫算表（アマル）の作成を命じたので、それを作成して彼に提出した。……（Hilāl 255）

とあるように、當該擔當地區の豫算表を作成している。また同官廳について、

Abū Aḥmad al-Muḥassin（アブー・アフマド・アル・ムハッスィン）は西部方面廳を擔當していて、西部

方面の徴税業務に関する豫算表（アマル）を父（宰相 Ibn al-Furāt）に提示したが、彼の清書係（muḥarrir）が誤寫をしていて、三〇三年とすべきところを二九三年と書いていた。……(Hilāl 145)

とある。宰相 Ibn al-Furāt が第二次宰相になつたのは三〇四年 dū l-ḥiǧǧa（XII）月八日（九一七・六・一）であるから(Misk. I, 41; Hilāl 286; ʿArīb 61)、三〇五會計年度の豫算表編成期にあたり、宰相の更迭によつて各官廳がただちに新年度豫算表の作成を行い、これに前々年度の恐らく決算を引用していたことを示している。(2) 徴税を中心とした地方行政を擔當するこれら中央官廳はウマイヤ朝まではいわゆる「税務廳」（ディーワーン・アル・ハラージュ）dīwān al-ḫarāǧ 一本だけであつた。これは地方に派遣される徴税官（アーミル）（もしくは總督）の權限が強力であつたことにもよる。ところがアッバース朝では中央集權化の傾向として、中央政府の官廳業務が次第に重要視されるようになり、税務廳も分岐した。すでに第二代カリフ al-Manṣūr の治世中にバスラおよびその諸徴税區擔當税務廳、クーファおよび、同管轄地擔當税務廳の存在が知られ（Ǧahš. 124; Ṭab. VI, 352）、第四代カリフ al-Hādī の治世中にこれらは統合されて（イラーク）ʿIrāq 擔當税務廳（diwān al-ḫarāǧ al-ʿIrāqayn）となつている（Ǧahš. 167; Ṭab. VI, 408）。次の Hārūn al-Rašīd の治世末ではアル・サワード擔當税務廳など三官廳が併立している。(3) 第三期のアル・サワード廳、東部方面廳、西部方面廳も第一期のこれらの官廳に起源を持つが、ただ税務廳（ディーワーン・アル・ハラージュ）がアル・サワード廳の雅號的名稱になつたように、業務の性格も變化していることを考慮しておかねばならない。

次に當該税務官廳即ち政府側と徴税官（アーミル）との關係について述べたい。ヒラール所収 al-Tanūḫī（ターヌーヒー）(384/994 沒）によれば、al-Muʿtaḍid 時代に税務廳および私領地廳長官、同補佐になつた Ibn al-Furāt 兄弟が Bādūrayā（バードゥーラヤー）（バグダード附近の大徴税區）の徴税官 al-Nahīkī（ナヒーキー）に擔當徴税業務に關する計算書（ヒサーブ）の提出を求めていた。

「……ついに任期二年間にわたる計算書が提出され、私（弟の ʿAlī b. al-Furāt）、はそれに關する意見書（ムアーマラ）(muʿāmara) の作成に多忙をきわめた。……我々兄弟二人は宰相の檢閲（ムナーザラ）を受けるため伺候した。私は意見書の第一事項として、彼（徴税官）は賣却濟穀物の代價 (taman) に關する細目 (tafṣīl) を條陳しているが、その細目の實際の總計（ジュムラ）は彼が述べている總計より 1,000 dīnār も多いと記していた。……」(Hilāl 76)

これによれば、徴税官から擔當業務の決算書というべき

ḥisāb が提出され、これに對して政府側は意見書を作成している（同樣例 Hilāl 167 も參照）。この徵稅官は宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān 派に屬し、その權威の下に業務上の不正を行っていたが、これが意見書によって暴露された例である。この意見書の書式は次のような資料によってやや推測することができる。西部方面廳長官（もしくは宰相）をしていた ʿAlī b. ʿĪsā は反對派の Ibn al-Furāt 傘下の一徵稅官に對し意見書を作成し、職務怠慢によって彼に 100,000 dīnār を課した。ʿAlī b. ʿĪsā は意見書の各事項について反論があれば負課金を差引くが、さもなければそれを支拂わねばならないと云い渡した。徵稅官はとりあえずその意見書を持歸り、Ibn al-Furāt に各事項に對する答申の指示を求めた。これに對して Ibn al-Furāt は次のように說明している。

「彼は意見書の第一事項として擔當徵稅區の穀物に係る桝目の剩餘（faḍl al-kayl）を記し、未提出分として高額の金高を算出し、次の事項で產額比率の〔稅〕穀のうち未提出分を橫領したとし、證據を擧げ、お前にかなりの金額を強いている。ところで文書作成法（qānūn al-kitāba）ではさきに穀物の基本總目（uṣūl）よりの橫領を述べ、その次に桝目の剩餘に移らねばならない。桝目の剩餘から始めた場合はその基本總目はすでに正しいと見なされる。これは法外な誤りである。事實上は正しいが、外見上は誤っている。……」（Hilāl 所收 al-Tanūḫī 128–29）

これによると、意見書は幾つかの必要事項からなり、しかもその順序が法的に規定されていたようで、當面の意見書が結局無效となり、徵稅官から追徵金を取ることができなくなっているから、文書作成法が如何に嚴格であったかを知ることができる。またヒラールに、アル・サワードに住む一地主が宰相 Ibn al-Furāt に、當該徵稅官が自己の私領地に對して賦課規準以上に課稅したと訴願した際、宰相はこれについて實情調査を行うよう（ibrāʾ al-ḥāl）指令した。アル・サワード廳から覺書（ḥaraǧ）が發せられ、それには昨年度の徵稅官の ǧamāʿa を再檢討した結果……と述べられていた（Hilāl 163）。

とあるように、アル・サワードで作成される書類に覺書があり（同樣例 Hilāl 166 も參照）、これによって訴願調査の審議が行われている。覺書作成の資料となった徵稅官提出の ǧamāʿa とはホワーリズミーに、

muwāfaqa および ǧamāʿa は徵稅官が擔當徵稅業務（al-ʿamal）の終了に際して提出する總括的な計算書で、提出「豫定」額（rāfiʿ）と收納濟額（marfūʿ）との間が一致しないで提出される場合には

muwāfaqa とは云わない (Maf. 38)。

とあつて、gamā'a は徴税官が提出する「収納實績書」であり（同様例 Hilāl 165, 167 も参照）、前述の「計算書」と同じもので、muwāfaqa は豫定通り収納された場合で、「實績一致書」と譯される。

これらの徴税官は普通り政府によつて中央官吏より任命された者であるが、第三期の特徴はむしろ徴税請負人出身の徴税官である。ここで再び回暦二八〇年度の豫算表の編成過程を見ると、

Aḥmad b. al-Furāt と ʿAlī b. al-Furāt とは Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭāʾi と〔協議して〕、彼が送るべき金額を毎日 7,000 dīnār プラス月額 6,000 dīnār とする徴税請負 (ḍamān) を締結し、徴税請負契約 (iltizām al-ḍamān) と〔送金〕時期を指定した金額についての確定 (taṣḥīḥ) 證書を得た。次に彼ら二人は將來の日當りや月當りの經費を豫想し、その草案を持つて宰相のところへ行き手渡した。……私（原著者 b. ʿAbd al-Ḥamid）はこの豫算表を得た。それは Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭāʾi が述べたこと、彼に請負わせる徴税業務および負課條件である徴税請負金の日々の國庫への送金等を含んでいた。……(Hilāl 所収 b. ʿAbd al-Ḥamid 10–11)

と記されているように、當時は小規模であつたとは云え、國家財政の全歳入豫算が一徴税請負人 (ḍāmin : Hilāl 109 參照）との契約にかかつている。この Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭāʾi はタバリーでは、回暦二六九年に始めて現われ、クーファならびに同所轄地の徴税業務を委ねられ、(Ṭab. VIII, 109)、二七一年には更にメディナおよび Ṭarīq Makka（メッカ道）を委任されている (Ṭab. VIII, 148)。タバリーの文面は簡略で、斷定はできないが、徴税請負によるものであること、從つてこれが少くとも第二期の末期から發生したことは疑いない。豫算財政上重要な役割を果したと考えられるこのような徴税請負とは如何なる機構を有していたかを檢討する必要がある。ただ同じ ḍamān でも地方政府に對する徴税請負（例えば Ṭab. VII, 288–89）はこれに該當しない。問題にするのは中央政府で交渉されるものであつて、規模も本質も異なる。また ḍamān とよく混同される qabāla（納税請負）はずつと低い段階のもので、勿論除外される。徴税請負に關する研究はまだ充分になされておらず、最新では F. Løkkegaard : Islamic taxation in the classic period, (Copenhagen, 1950), chapter IV, qabāla and ḍamān (Tax-farming in the

Islamic administration) に取あげられているが、この兩者を全く同一視し、また史料の無謀操作を行うなど結論らしいものは何も出ていない。ここで徴税請負を契約の締結から執行、監督と順を追って説明したい。

……[三〇]六年 dū l-qa'da (XI) 月に私 (宰相 'Alī b. 'Īsā) は al-Ḥusayn b. Aḥmad [al-Mādarā'ī] を信徒の長の前に導き、その廣間で彼の證書を得た。それはエジプトおよびシリアにおける Jarāǧ (ハラージュ) 地と私領地の徴税請負 (damān a'māl) を、當該諸徴税區の經常費 (nafaqāt al-rātiba) と軍隊の給與を〔請負人負擔として〕除く年額 1,000,000 dīnār で契約した。それは 1 dirham たりとも控除することなく國庫に収納されるものである。各徴税區毎の軍隊の給與、經常費總額についての證書も得た。……この證書は西部方面廳にある。……(Misk. I, 107; Hilāl 290 參照)

これは請負契約の典型で、請負つた徴税區の税収入のうち國庫納付額を一定とし、同時に當該徴税區の經常費等もあらかじめ協定する。また契約の政府側の最高責任者は宰相であるが、手續など實務は當該税務官廳で行われたことはヒラール (146) の例からも明らかである。[4] 契約額の算定方法については回暦三〇七年における Ḥāmid b. al-'Abbās の徴税請負 (四年間) の事例から知ることができる。

〔宰相補佐〕'Alī b. 'Īsā は當該諸官廳長官達に、近年になされた諸査定額 ('ibar: 'ibra の複數形) に従って各官廳から平均査定額を算出するよう命令した。……そこでアル・サワードおよび al-Aḥwāz の諸徴税區における〔國庫〕送金額 (mahmūl)、特別指定額 (musabbab) ならびに經常費の査定額 ('ibra) は三〇三～三〇五年の三年間について年額平均 33,000,000 dirham に算出され、カリフ私領地、新私領地、al-'Abbās ならびに Ibn al-Furāt よりの没収私領地の査定額は、〔國庫〕送金額、特別指定額について 8,800,000 dirham に算出され、Iṣbahān の税金の査定額は、經常費を含めてその三年間から割出された一年分として 6,300,000 dirham となり、合計年額 48,100,000 dirham となつた。…… (Misk. I, 70–71)

これによると、過去三年間における査定額の平均値が事項別に當該官廳で計算され、これを操作して全徴税額や國庫送金額が算出されている。また前年度の査定額と僅少の増額分で契約される場合もあつた (Misk. I, 25)。

このように徴税請負人が徴税權を譲渡される場合、政府としてはその保證が安全であるかどうか情況調査を行つたようである。ヒラール所収 Abū 'Abd Allāh b. Zingī によれば、回暦二八五年前後のことで、これまでユーフラテス河流域の多數の徴税區を請負つていた 'Abd Allāh b. al-Ḥasan al-Narsī ら兄弟が改めて徴税請負契約の更新を

出願した。これに對して、

〔當該官廳のアル・サワード廳を擔當していた〕Abū l-Ḥasan は彼らが授任される徴税業務に關する豫算表を作成し、それに際して還付分 (marduḍ)[6] のうちから彼らに義務づけるべき虚構の手當費や經常費 (iḥtisābāt)[7]、卽ち實際經費として支出されている額を明らかにし、また驛遞官や情報官達 (aṣḥāb al-burud wa-l-aḫbār) が入手し、通報して來た穀物の買手達に係る金高ならびに、そのistiṯnā'（穀物拂下げ利權料：第五節參照）に關する資料を利用するよう命じた。……(Hilāl 171)

とあるように、政府側では徴税利權にからむあらゆる條件を當該地の驛遞や情報機關をも利用して調査し、その結果を豫算表にまとめ (Misk. I. 25 參照)、これによつて契約額を調整する。ヒラールに記されている次例は徴税請負人に有利に交涉された場合で、ミスカワイフ (I, 25) によれば年額 240,000 dīnār と大麥 2,400 kurr の四年契約であつた。

かつて Abū 'Alī al-Ḥaqānī の宰相時代 (299-300H) に官廳の官吏達は Wāsiṭ の徴税業務に關する Ḥāmid b. al-'Abbās の第一次徴税請負について、徴税請負年次末に〔政府へ〕送金するという條件を與えていた。何故なら溝渠の開鑿、堤防の監視、種子、收税補吏 (mu'āwin) を同樣經費に支出されるもののためであつて、この經費は彼に與えられた信用 (i'tibār) 年次の最後の年に交付され、その額は 90,000 dīnār 餘で、その〔實際の〕支出は政府官吏 ('ummāl al-sulṭān) が掌る。同じく條件として信用 (i'tibār) によつて ḫarāg〔地〕およびアッバース朝カリフ私領地の税金 157,000 dīnār を徴税請負年次末まで猶豫し、250,000 dīnār〔を年次末に送金すること〕としていた。この金額に對する〔政府側の〕請求が續けられている間は、彼は徴税請負の更新 (taǧdīd) によつて〔最終〕年を一年毎遲らせていた (Hilāl 34)。これによれば徴税請負に莫大な經營資金を要する場合、政府がその一部を貸付けたり、請負つた業務の税金の一部の送金を一定期間猶豫して、これを一時的に經營資金に組込ませたりしている。しかも政府貸付金の取扱いには政府官吏が當るという條件を付帶している。これらの契約條件は利潤を追求する徴税請負人と政府との力關係において協定され、請負地の狀態や徴税請負人の財力、そのときの中央政府の政情の如何によつてかなりの差異があつたと見なされる。

次に請負業務執行中の政府と徴税請負人との關係を見る。ヒラールによれば、回曆三一一年に 'Alī b. al-Furāt が第三次宰相となり、Abū Sahl al-Nawbaḫtī に Muḥammad al-Bazawfarī に徴税業務を、

およびその分益小作地(muzāra'(āt)の請負權を前任者の調査とともに委ねていた(Hilāl 34)。

al-Bazawfari は諸種の報告書(アマール)を作成し、これを宰相に書送った。……宰相は首都で作成された意見書(ムアーワラート)を彼に發送し、……彼およびal-Nawbahtī に係る土木灌漑工事(maṣāliḥ)、堤防、種子、収税補吏等の支出(ナファカート)の開始を命じた。これは三一一年度の耕作に對して支出されるものであった(Hilāl 35)。

このように、兩者の間に書類交換が行われ、業務の第一期である耕作ならびに播種に必要な經營資金の交付開始命令が政府より出されている。これについては更に、al-Bazawfarī の何度目かの政府への返書として、

すでに當地の分益小作人(ムザーリウーン)達(muzāri'ūn: 單數形 muzāri'(ムザーリー))や住民が新規耕作(三一一年度)のためとして要望する額を交付し始めており、三一一年度の徴税請負(ダマーン)に着手したい。ただ彼の力をもってしてはそれをなしえないので、四百人の高級傭兵を差向け、一般傭兵、七百人の歩兵および彼に依存する地方民を指揮させて、彼に協力してほしい。……(Hilāl 35)

と知らせ、これに對し政府から al-Ḥuǧarī(アル・ハジャリー) 傭兵隊、al-Maṣāfī(マサッファイー) 歩兵隊から各々百人を派遣し、業務遂行のため、歩兵五百人まで承認すると返信されている。これは徴税請負人が分益小作人(ムザーリウー)や納税者乃至は農民の代表者に耕作資金を交付し、被交付者の義務即ち耕作や灌漑工事を督勵するようこれらの兵が派遣されたのである。このように徴税請負人の權力が弱い場合、その要請によつて政府側から補強して業務の遂行に當らせた。

なおここで注意しておかねばならないのは納税者に對する實際の課税方法は徴税請負人の自由意志によらなかつたことである。課税はその地方もしくは土地で定められている税法、卽ち一般的には土地測量制(ミサーハ) (misāḥa) か產額比率制(muqāsama)でなされ、請負人でない通常の徴税官が任命される場合と變りない。これは各資料の性質から個々の徴税請負人について求めがたいが、例えば回暦三〇七年における Ḥāmid b. al-'Abbās の徴税請負(ダマーン)のうち、Isbahān については、免職された前任者に引續いて Abū Muslim Muḥammad b. Baḥr と Abū l-Ḥusayn Aḥmad b. Sa'd の二人が徴税請負權を下請されているが(Misk. I, 59-60)、前者は一時的な叛亂者から回復されたばかりの Qumm (3) (Misk. I, 51-52) を委ねられたらしく、Ta'rīḫ-i Qumm (106, 142) によれば、Qumm では土地測量制で徴税されていたが、三〇九年に徴税官(アーミル)となつてやはり土地測

量を行つている。

さて通常徴税官が業務の終了期に當該税務官廳へ計算書、卽ち収納實績書を提出することは前に述べたが、これは徴税請負人出身の徴税官でも同じである。ヒラールの記載に、

'Ubayd Allāh b. al-Ḥasan al-Narsī は二八二年度における al-Sib al-A'lā の徴税業務収納實績書 (ǧamā'a) を税務廳に提出した。書記官 Aḥmad b. Muḥammad al-Harlīǧ がそれを檢査し、その領収檢算書 (mu'āmalat taḥṣīl) を作成したところ、檢算書の殘高にかなりの混亂を見出した。そこで収納實績書と照合したが、誤謬を發見できなかった。…… (Hilāl 164-65)

とあつて、収納實績書の提出と同時にそれが嚴密に檢査されたことが分る。この事件ではこの書記官が各經費目を一種の複式計算法 (動詞 arraǧa: 名詞 taǧrīǧ, Maf. 37 參照) によつて計算したところ、1,300 dīnār の不足を發見し、この事項を税務廳長官補佐にまわした。徴税請負人 'Ubayd Allāh b. al-Ḥasan al-Narsī はそれを調べた結果、彼の書記が經常支出〔簿〕(iḥtisāb) の清書の際に、洪水對策費の 1,300 dīnār を見落していたことが分つたので、文書作成法 (ḥukm al-kitāba) の規定に從つて、當該經費證 (dārīǧ bi-l-nafaqa) を提出したが認められず、政府側は彼に 1,300 dīnār を負課している。卽ち額面實績額が實収よりも 1,300 dīnār 上廻ると見なされたわけで、この場合は官廳側擔當者と徴税請負人とが異なつた派閥に屬していたことも絡み合つている。

徴税請負人が業務を終了して提出した國庫納入額に不足があれば契約違反として政府はその支拂を要求した。

かつて〔カリフ〕al-Mu'taḍid はこれに似たことを Abū l-'Abbās Aḥmad b. Bistām にした。卽ち al-Mu'taḍid は彼の Wāsiṭ に關する徴税請負上の不足額 ('aǧz) の支拂を要求し、Ibn Ṭāhir 邸に拘留して 70,000 dīnār を償還することを認めさせた。…… (Hilāl 83)

また徴税請負人が政府で保證した額を實際に徴収できなかつた場合、殘高は請負人の自己負擔として政府に納付しなければならなかつた。回暦三〇二年頃 Fārs の徴税を請負つた 'Abd al-Raḥmān b. Ǧa'far al-Širāzī の例 (Hilāl 34) が擧げられる。しかしこのような追徴金を徴税請負人から取立てるか否かは中央官僚との派閥關係にも大きく左右されていた。[11] 請負人の利益である徴税請負における剰餘額 (faḍl) については特に當該税務官廳の總務課 (maǧlis al-aṣl) が調査し、徴税請負人の事後監督を行つている (Hilāl

32; Misk. I, 57)。

このように徴税請負人と當該税務官廳とは常に密接な交渉を行つて、徴税業務を執行監督したが、これは云わば文書通達を手段とするだけであつて、業務に對する實際の監督は中央政府から現地に派遣される監察官（musārif: Hilāl 9 參照。もしくは mušrif）が行つた。通常史料にはその職權名である isrāf 監察として現われる。例えば、

この年（301 H）、Abū Bakr Muḥammad b. ʿAlī al-Madarāʾi はエジプトの徴税業務とシリアの徴税業務に對する監察……を委ねられた（ʿArīb 44）。

〔回曆三一八年宰相は〕Abū l-ʿAbbās Aḥmad b. ʿUbayd Allāh al-Ḫaṣībi に Fārs および Kirmān の徴税業務に對する監察を授任し、……（ʿArīb 150）

などが擧げられる。元宰相であつた ʿAlī b. ʿĪsā は回曆三一二～一四年にエジプト、シリアなど西部方面の徴税業務に對する監察を委ねられ、徴税請負人 al-Ḥusayn b. Aḥmad al-Māḍarāʾī らの業務を監察し、追徴金として 147,000 dīnār の手形を政府に送つている（Misk. I, 141, 146; ʿArīb 124, 129; Hilāl 309, 319-21, 322）。この監察はまた naẓar とも呼ばれ、監察官は nāẓir と云う（Ṭab. VIII, 193; ʿArīb 134; Ṣūlī 201, 230, 231, 235）[12]。この監察組織がいつ頃設けられたのか不明で、私見の及ぶところでは第三期を溯ることはできなかつた（Hilāl 261）。監察業務に關する資料は極めて稀であるが、のちに宰相になつた税務官吏の ʿAlī b. al-Furāt が回曆二七九年頃徴税業務について語つた言葉の中に、

「しかじかの徴税區はしかじかの情況にあつて、當地の徴税官は無力であるから、musārik（協同者：第五節參照）または監察官（musārif）を付けることが望ましい。」（Hilāl 9）

とあるように、その目的は國家權力の側面的擁護にあつたと思われる。ヒラール所収 ʿAbd al-Raḥmān b. ʿĪsā によれば、回曆二九〇年頃 al-Rāḍān 地方の徴税官であつた Ibrāhīm b. ʿĪsā が兄 ʿAlī b. ʿĪsā（西部方面廳長官）の斡旋で、宰相 al-Qāsim b. ʿUbayd Allāh により Wāsiṭ の徴税業務に對する監察に派遣されている。これは當時宰相を除いて最高の官職にあつた Ibn al-Furāt 兄弟の私領地經營の不正摘發を主目的に行われたもので、調査の結果を諸種の報告書にまとめ、歸京後宰相に提出した。その報告書の概要が次のように記されている。

[13]

Ibn al-Furāt の代理人達（wukalā）が Wāsiṭ における彼ら兄弟の私領地の土木灌漑工事のために控除収得した額に關する報告書――土木灌漑工事報告書（ʿamal al-maṣāliḥ：p. 134, l. 13）――ではそれは年間 20,000 dīnār 以上に昇る。他方國領地（diyāʿ sulṭān――diyāʿ al-sulṭāniya：p. 133, l. 14, 17）を横領して、彼らの私産（＝私領地）に加えたものに關する報告書――横領私領地に關する報告書（ʿamal bi-l-diyāʿ al-mustaḍāfa：p. 134, l. 15）――ではそれは al-Yahdī として知られる収益約 50,000 dirham の打穀場を含めて約三〇餘の打穀場に昇る。」(Hilāl 133–34)

これらをもとにして會議場で監察官と Aḥmad b. al-Furāt の間に對論がなされ、監察官は彼にかなりの金額を義務づけている。要するに監察權は政府内部で絶大な權力を持つ高官に對しても強力に行使されたことを示している。

以上述べたように徴税請負では通常の徴税官の場合と比較して國家の統制力が非常に強い。これは國家豫算即ち歳計均衡とその財政難に起因する。通常の徴税官が國庫へ納付する額は當該地の經費を支拂つたのちの餘剰額であつて、しかも一定していない。[14] 業務の執行が徴税官に一任されるだけで、政府はあまり干渉しないからなほさら不安定である。一定の國庫収納額が保證されている徴税請負は國家財政の安定策と見ることができる。そのことは徴税請負人の出身層を檢討することによつても證明できる。宰相（Alī b. al-Furāt の言葉に、どのような階層を徴税請負人に選ぶかについて、

「げに徴税請負契約（ʿaqd al-ḍamān）は金持の商人か、忠實な行政官（ʿāmil）か、富裕な農場經營者（ʿāmil）に與えることが望ましい。軍人については、もし彼らと徴税請負を契約し、その税金の支出の責任を委ねれば、彼らに叛亂を呼起し、政府に對する服從心を捨てがちである。」(Hilāl 71)

と述べている。政府の認める徴税請負の適格者は中央官僚を除いて豪商にしろ大規模農場經營者にしろ經濟的實力者であることに注目しなければならない。しかも同じく宰相（Alī b. al-Furāt の言葉として、

「徴税請負人はあたかも居住者が自己の宅地（ʿaqār）について意見を持つているごとく、當該税収について意見を持つている。」(Hilāl 258)

とあるように、徴税請負人の意見が非常に尊重されている。これは徴税請負がアッバース朝の徴税機構に深く食込み、政府の直接的な財政基盤がこれら富裕階級の財力にあつたことを示すにほかならない。從つて徴税請負の弊害が下層

階級に對する經濟的壓迫となつて現われている。すでに第二期の末期、徴稅請負人 Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭāʾī について、

この（272H）年、Baġdād で物價が騰貴した。小麥粉運搬船が Baġdād（下航するのを Sāmarrā の住民が妨害したからである。[Aḥmad b. Muḥammad] al-Ṭāʾī は私領地（ディヤー）の地主達（arbāb）が穀物を打穀（＝製粉）することを妨げ、これによる物價騰貴を待つために、それを組織的に行つた。これに對し、Baġdād の住民はオリーブ油、石鹸、飛實やその他のものを Sāmarrā（運ぶことを妨害した。これは ramaḍān（IX）月半ば（八八六・二・下旬）に起つた（Ṭab. VIII, 150）。

とあり、この翌月の šawwāl（X）月には民衆が物價騰貴のため暴動を起している（Ṭab. VIII, 150–51; ibid., p. 153 參照）。また徴稅請負人出身の宰相 Ḥāmid b. al-ʿAbbās が回曆三〇七年に宰相の資格のまま徴稅請負人になるという變則的ではあるが、廣大な地域を請負つたときには、翌三〇八年から三〇九年にかけて（九二一）、バグダードでかなり長期の穀物騒動が起り、政府はついにこの徴稅請負契約の無効布告を出している（Misk. I, 59–60, 69–75; ʿArīb 78–79, 84–85）。これらは徴稅請負人が自己の管理する稅穀の値上を待つため、穀物の供給を大々的に阻害して起つた物價騰貴の典型である。

他方徴稅請負が國庫に一定額をもたらすとしても、これはあくまで被授權者徴稅請負人の國家に對する保證（もしくは信用）に支えられており、この保證は國家信用と對立することが指適されねばならない。[1] これについてはのちに稿を改めて論ずる機會があると思う。

註

(1) 例えば Hilāl 271 に、uṣūl（aṣl の複數形）dawāwīn al-Sawād wa-l-mašriq wa-l-maġrib。A. Mez: Die Renaissance des Islâms, p. 68 參照。

(2) これらの官廳やそれに相當する機關が作成する ʿamal（豫算表もしくは報告書）には一個人の私領地（ディヤー）や大總督以後のカリフ用特別私領地に關するいわば目的別豫算表も存在していた（Hilāl 355; Ṣūlī 145）。

(3) Ǧahš. 277. al-Rašīd が 192H 年 ǧumādā l-āḫira（VI）/808. 4 に死んだとき、……アル・サワード擔當稅務廳を Sulaymān b. ʿImrān が、シリア、エジプト、北アフリカ、モスル、アルメニア、アザルバイジャーン、メディナ、メッカ、ヤマン擔當稅務廳を ʿAlī b. Ṣāliḥ が、al-Ǧazīra（高イラーク）擔當稅務廳を Muḥammad b. Ismāʿīl がそれぞれ擔當していた。（ただ al-Rašīd のカリフ卽位當時では、al-Sawād 擔當稅務廳はま

だ 'Irāq 搪當(税務)廳と云われている。Ǧahš. 177)

(4) 〔305H年頃〕ある書記達は不注意にも大物の Aḥmad b. al-'Abbās b. 'Īsā b. Šayḫ のために、Āmid ならびに〔祖父〕'Īsā b. Šayḫ が授任されていた全域の徴税請負に關する決裁書(タウキーウ)を作成し、彼の ġulām (傭兵) 達を自由人令 (rasm al-aḥrār) から奴隷令 (rasm al-mamālik) の身分に移換し、彼および付隨者全員の俸給の增額を認めた。al-Šayḫ (=Aḥmad ..... b. Šayḫ) は西部方面廳へ行き、その文書の遂行を求め、赴任〔命令〕(ḫurūǧ) が發せられた。彼がこうしているうちに、〔西部方面廳長官〕Abū Aḥmad al-Muḥassin は〔契約〕負課のある條件に疑問を持ち、父 (宰相) にその檢討を依頼した。..... (Hilāl 146)

(5) Ibn al-Nadīm: al-Fihrist, p. 196.

(6) ホワーリズミーによれば、「mardūd は徴税官(アーミル)に還付され、しかも彼に屬するとは計算されていないもの (Maf. 41)」とあつて、帳簿上に載らない徴税官の利益と考えられる。

(7) 306H年の 'Alī b. 'Īsā の豫算表に、「iḥtisābāt とは徴税官達が税収總額 (uṣūl al-irtifā') から控除するもので、その出納が慣例となつているもの」とあつて、「經常費」のことである (A.v. Kremer: Ueber das Einnahmebudget des Abbasiden-Reiches vom Jahre 306H, p. 309)。

(8) Wāsiṭ はバスラとバグダードの中間にある都市で、その所轄地は大瀑地帶 (Baṭāyiḥ) を含み、その干拓を通じて大規模な農業經營が行われた土地である。

(9) Qumm は 189H (804-5) 年に Iṣfahān から分離して獨立の徴税區となつたが (A.K.S. Lambton: An account of the Tārikhi Qumm, BSOAS, XII, 1948, p. 587)、その後も屢々 Iṣfahān の徴税官によつて徴税された。

(10) 彼は兄 'Abd Allāh b. al-Ḥasan al-Narsī とともに、280H年度の國家豫算表作成に活躍した徴税請負人 Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭā'ī の書記をしていたが、主人の死 (281H) 後、獨立して徴税請負人となつた (Hilāl 104, 109, 171-72 參照)。

(11) Hilāl 44。Ḥāmid b. al-'Abbās の宰相時代に、エジプトならびにシリアの徴税請負人(ムーティン)であつた Abū Zunbūr al-Ḥusayn b. Aḥmad al-Māḏarā'ī は (.....その後更迭されてダマスクに滯在していたが、別に追徴金は取立てられなかつた。ところが中央で政變が起り——Ibn al-Furāt の第三次宰相——首都に喚問された。) 裁判官や官廳官吏達が召集され、Abū Zunbūr は會議場(コンコルス)に導かれた。すでに al-Muḥassin や西部方面廳における彼の書記 Abū l-'Alā' b. Sanǧlā が出席していて、彼らは彼に係る當該地の徴税業務についての諸種の書類(アーマール)を提出し、その諸事項について檢査(ムナーザラ)がなされた。その結果、宰相 Ibn al-Furāt は彼に 2,400,000 dīnār を義務づけ、その過半額を要求したが、700,000 dīnār に落着き、殘額の證券 (ḥaṭṭ) を取り、al-Muqtadir に提示した。

(12) Ṭab. VIII, 193. 〔285H〕..... 同日 al-Mu'taḍid の mawlā (マウラー) Fātik は al-Mawṣil, Diyār Rabī'a, Diyār Muḍar, シリア邊境、Ǧazīra 等の徴税官達の業務の監察(ナザル)のため Baġdād を出

發した。Sūlī 231. [331H年大總督 Nāṣir al-Dawla は] 耕作とその土木灌漑工事に對する監察(ナザル)のために Aḥmad b. ʿAlī al-Kūfī を派遣した。

(13) カリフ al-Rāḍī の宰相 (324H)。al-Muqtadir の宰相 ʿAlī b. ʿĪsā の弟。Ibn al-Nadīm: al-Fihrist, p. 192.

(14) 地方財政は當該地方の公庫 (bayt al-māl) によつてまかなわれる。Mez: Die Renaissance des Islâms, pp. 102-03 參照。

(15) 313~14H 頃には全國の大半が徴稅請負人達の掌中にあつたが、國庫への送金義務をあまり履行していない (Hilāl 312; Miskawayh, I, 150 參照)。この狀態は末期になるほど進行する。

## 五　財政補塡策としての公債の發行とアル・サワードの穀物行政

一會計年度中に豫算に定められた歲出を執行するよう承認されている充足資金に不足が生じた場合、政府は經費の補塡に如何なる方法を取つたか。ヒラール所收 Abū ʿAbd Allāh b. Zinǧī によれば、宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān (シュレイマン) が將軍 Badr al-Muʿtaḍidī と al-Ǧabal (中部イラン) に趣いたとき (283H年: Ṭab. VIII, 175)、息子の al-Qāsim b. ʿUbayd Allāh (アル・カースィム・ビン・オベイドッラー) を宰相代理に任命して行つたが、彼は一時財政困難に陷り、俸給などの支拂請求がひんぱんとなつて、資金調達手段として、

彼はやむなく稅金が到着し、その辨濟金 (iwaḍ) を還付するまでの借債 (qarḍ) として、[カリフ] al-Muʿtaḍid から (卽ちカリフ私庫 bayt māl al-ḫāṣṣa から) 200,000 dīnār を懇請せざるをえなかつた。……

al-Qāsim b. ʿUbayd Allāh はこの借入の模樣を父宰相に知らせたところ、宰相は息子の行爲を罪を犯したものとして非難し、そのような際には、

商人達 (tuggār: tāǧir の複數形) より資金の前借を求め (istaslafa)、自己や父の金からその利子額 (qadr al-ribḥ) を支辨するようにしなければならず、お前はしてはならない行爲をしたのだと教えた (Hilāl 187-88)。

とあつて、すでに第三期初に國家財政の資金の借入調達に二方法が知られている。勿論このいずれも國家債務を形成するわけであるが、政策的には商人よりの istislāf (istaslafa の行爲名詞) が妥當とされ、重要視されている。前者の借債 (qarḍ) の方法でカリフから借入れることはこれ以外にも行われている。

宰相 Abū ʿAlī al-Ḥāqānī の執政中 (299-300H) に、借債の形でカリフ私庫 (bayt māl al-ḫāṣṣa) から國庫 (bayt māl al-ʿāmma) へ

1,600,000 dīnār が振替られ、しかも辨濟金（ティワド）として 40,000 dīnār しか償還されなかつた (Hilāl 262)。

しかし次の宰相 ʿAlī b. ʿĪsā は前宰相の裁判で、やはりこれを非難している (ʿArīb 41)。また宰相 ʿAlī b. al-Furāt が回曆二九〇年にカリフ私庫に借債（カルド）を申入れて免職されている (Hilāl 28)。この方法は宰相の失政を意味し、從つてその地位を危險に陷れたので、カリフ以外から借入れることもあつた。(1) 當時の一般商取引で用いられた借債（カルド）は利子付で、貸借兩者の信用をもとにしていた。(2) 貸手から云えば無擔保の信用貸付である。政府に貸付ける場合も同樣であつた。ミスカワイフによれば、回曆三一九年 šaʿbān (VIII) 月頃、

〔Abū Bakr Ibn Qarāba は〕宰相 Abū l-Qāsim al-Kalwadānī に 1 dīnār につき 1 dirham の利子率で (bi-ribḥ)、〔徵稅請負人〕al-Baridi 家ら〔に係る金＝徵稅請負金〕を當にして貸付けていた (yaqridu) (Misk. I, 213)。

彼は次の宰相 al-Ḥusayn b. al-Qāsim にも同樣「徵稅請負人達 (ḍumanā) に係る金全額」を貸付けている (Misk. I, 220)。政府が償還資金として豫定しているのは無論租稅であるが、これには徵稅請負（ダマーン）という保證が介在し、しかもこの保證はすでに安全度の低いものであつた（第四節註(15)參照）。徵稅請負人の契約書は擔保としては無價値であり、この貸付の刺激はもはや僞となつていた國家信用であつた。事實彼は政府から償還金を取立てることが不可能になつている (Misk. I, 231)。從つてこの貸付の利子率も月約七％という高利であつた。(3)

借入調達の手段としては、借債よりもむしろ後者の商人よりの istiṣlāf（イスティスラーフ）が利用された。(4)

宰相 ʿAlī b. ʿĪsā (301-04H) は金を當然支拂うべきなのに、その〔充足〕額がないとき、各地から到着した手形 (safātiǧ: suftaǧa の複數形) を擔保に、商人達（トゥッガール）(tuǧǧār) から前借を求めたが (istaslafa)、1 dīnār につき 1 ½ 銀 dāniq (＝¼ dirham) の利子率で (bi-ribḥ)、10,000 dīnār——卽ち每月 2,500 dirham が利子 (arbāḥ: ribḥ の複數形) として彼に義務づけられる——も用意できないことがあつた (Hilāl 81; al-Tanūḫī: Nišwār al-muḥāḍara, VIII, RAAD, 1930, p. 85)。(5)

これによれば、istiṣlāf（イスティスラーフ）貸付の利子率は前述の借債（カルド）の¼、卽ち月約一・七％（年二〇％）となる。低利の根據はこれが擔保貸付であることによる。さて擔保となつている「各地から到着した手形 (Misk. I, 23 參照)」の內容であるが、

この手形の振出人は勿論徴税官(アーミル)もしくはこれに類する機關で、擔保品は租稅である。ミスカワイフによれば、

〔回曆三二三年、Mawṣil 遠征よりの歸還後、以前宰相〕Abū ʿAlī [b. Muqla] が金の前借を求めていた (istaslafa) 商人達がやって來た。彼らはそのときに購入〔契約〕した穀物 (ġallāt) をまだ渡されていなかったので、その金額の遞付を要求した。…… (Misk. I, 329)[6]

とあつて、貸付の際、その代價に政府分の穀物が充てられている。この事件は商人達に對する政府の信用を失わせたものと見え、翌三二四年同じ宰相について、

al-Sāǧī 隊と al-Ḥuǧārī 傭兵隊が俸餉の支拂を求めたので、宰相〔Abū ʿAlī b. Muqla〕は豪商達 (mayāsir al-tuǧǧār) に對し、手形 (safātiǧ) を書くから前貸するよう請求したが、彼らは隱遁してしまつた。そこで製粉商 (daqqāq) Ibn Ǧubayr を〔捕えて〕痛打し、彼から金を沒收した。…… (Ṣūlī 76)

とあるように、もはや政府は商人達の貸付の對象にならなかつたのであるが、この資料で注意しなければならないのは政府が信用借入を行う際、手形を發行していた事實である。この手形は云うまでもなく債務證券であり、しかも租稅特に政府分穀物を擔保とした一種の公債で、この當時では強制的に割當てる強制公債の色彩を持つていた。更に前の資料と合せて注目を要するのは、この公債の買手、卽ち貸付商人が穀物關係商であるのを豫想させることである。ヒラール (153–59) には、宰相 ʿAlī b. al-Furāt が宮廷人や官吏のあらゆる公務階級に對して書簡中などで用いた修辭形式が記されているが、その文中に「商人達、卽ち穀物の買手達 (al-tuǧǧār al-mubtāʿūna li-l-ġallāt)」(p. 158, l. 13–14) とあつて、商人としてはこれだけであり、いわゆる民間人に近い者ではこの商人以外にない。この「穀物」とは公租として國家が收納した穀物である。ヒラールによれば、回曆三一五年頃、Diyār Rabīʿa (南部高イラーク) のおもだつた農場經營(トゥンナー)者達 (tunnā(: tān)) の複數形) や分益小作人達が首都にやつて來て、三一一～一三年に約定させられた賦課規約 (muʿāmalāt) について訴願した內容の一つに、

「彼らのおもだつた者達や商人達に對し、政府穀物 (ġallāt al-sulṭāniya) を法外で破產してしまいそうな價格で買わせることを強制した。」(Hilāl 337)

とあつて、「政府穀物」と呼ばれているのがそれである。ここでも徵稅請負の適格者同樣(第四節74頁參照)、穀物の買手として商人や農場經營者ら經濟的實力者が登場する。

穀物商人と政府との交渉について、ヒラール所収 al-Tanūḫī によれば、

Abū Bakr b. Muqātil（イフシード朝の財政長官として350年没）はエジプトで語った。「私は以前政府から〔穀物を〕買つていた。というのは私は穀物商人（tāǧir galla）で、あるとき商賣に失敗し、その代價のうち20,000 dīnār が未拂殘金となつた。宰相 ʿAlī b. ʿĪsā は私を伺候させ、これを要求したが、私にはその手段がなかつた。彼は私に云つた。『未拂殘額が分るように、お前の買入額と送金額の總目（アスル）を記した計算書（ヒサーブ）を作成せよ』。……（Hilāl 348）

とあるように、政府穀物を購入する際、商人は代價全額を即時現金拂いとせず、恐らく手形を振出していたと思われる。政府穀物の現金化は穀物商人の手腕に左右され、それだけに政府と穀物商人との密接な關係が窺われる。また徴稅官（アーミル）の提出する計算書（ヒサーブ）および當該稅務官廳がこれに對して作成する意見書（ムアーマラ）にも穀物に關する事項が重要事項として扱われている（第四節66–67頁參照）。宰相 ʿAlī b. al-Furāt の知人が民間人たる父のために何か職務を授けて欲しいと求めたところ、彼は裁判（カダー）、行政（ʿamāla）、經濟檢察（ḥisba）、訴願調査（マザーリム）（maẓālim）などの任務はいずれも不適當として、

「……お前にふさわしいものとして、多くの徴稅區（タッスージュ）（tassūǧ）における穀物〔業務〕が委ねられるであろう。お前はそれをアル・サワードから選べばよい。もしアル・サワードのすべての穀物を扱いたいようになつたならば、その權利はお前に與えられよう。……」（Hilāl 259）

と述べていることは、穀物取扱業務に對する政府當局者の考え方を示すものとして興味深い。穀物業務はここに述べられている他の業務と違い、專門的知識を必要とせず、財力と商機の才さえあれば、如何なる身分の者でもこれに從事することができ、商人達が國家權力と結びつく絶好の據點であつた。

さて當面の政府穀物であるが、前の資料にもあるように、これは中央政府の直轄州であるアル・サワードで、現物租稅として國庫に収納された穀物であつて、その起源は第二代カリフ al-Manṣūr の治世末、第三代カリフ al-Mahdī 初、回曆一五八—九（七七五）年のアル・サワードにおける稅制改革に溯る。即ち現銀納で、土地測量によつてきまる misāḥa 制から現物納で產額比率による Muqāsama（ムカーサマ）制への改革で、周知の事實であるが、これまでのところ制度史的考察の域をあまり出ていない。(7) 殘念ながらこの改革に關

する資料として、年代の近い史書ではバラーズリー（279/892 没）に僅かに、

Yaḥyā b. Ādam (203/818 没) 云う。[8] アル・サワードの産額比率について、人々は al-Manṣūr の治世末にカリフにそれを求めたが、それを實施する前に死に、al-Mahdī が ʿAkabat Ḥulwān を除いてその實施を命じた (al-Balāḏurī: Futūḥ al-buldān, Cairo, 1932, p. 271)。

と記されているだけで、しかもこれは法理論家の傳承である。時代は降るが法理論家マーワルディー（450/1057 没）は次のように述べている。

アル・サワードでは土地測量による ḫarāǧ（現銀納）が行われていたが、アッバース朝の al-Manṣūr はこの ḫarāǧ の代りに産額比率〔による現物納〕とすることを發布した。何故なら〔穀〕價が下落し、〔農民は〕穀物を ḫarāǧ（現銀）に換えることができず、アル・サワードが荒廃したので、これを産額比率としたのである。〔宰相〕Abū ʿUbayd Allāh は ḫarāǧ 地を、流水灌漑地では½……という産額比率にすることを al-Mahdī に進言した。また棗椰子、ブドウ、果樹については市場や港津との距離を考慮した上で、土地測量による ḫarāǧ（現銀納）を行うよう進言した。[9]

Ibn al-Ṭiqṭaqa (1302 著): al-Faḫrī, (Cairo, 1339H, p. 131) にもこの改革以前では政府は穀物の代りに一定額の ḫarāǧ（現銀）を徴収し、産額比率による折半を行っていなかったと述べられている。タバリーによれば、

この (172H) 年、Hārūn al-Rašīd は½を徴収されていたアル・サワードの住民からその⅒を免除した（即ち税率を⅖にした）(Ṭab. VI, 446)。

また回暦二〇五年の條に、

この年 al-Maʾmūn はアル・サワードの住民に對する産額比率を⅖にするよう命じた。これまでは½の比率で折半されていた (Ṭab. VII, 156)。

とあるから、アル・サワードにおけるこの改革の實施は間違いない。法理論家達は、要するに單位穀物當りの現銀化率が非常に低下したので、農民の要求によつて實施したと彼らなりに説明しているが、これではアル・サワードのみに限定された理由が解明されない。もう少し當時の歴史的背景を見る必要があろう。ジャフシヤーリーに、

al-Manṣūr は Ḥammād al-Turkī にアル・サワードの ta'dīl（税務調査）[10]を委ね、al-Anbār に滞在すること……を命じた (Ǧahš. 134)。

とあり、この改革の前提として税務一般調査を行っているが、al-Mahdī がカリフになるまで ḫarāǧ 納税民はあら

ゆる拷問責めを受け、苛酷な強制取立を蒙つていたと傳えられている（Ǧahš. 142）。この重税は恐らく回暦一四五年に始まつた新都バグダードの造營に連關すると考えられ、その資金調達にはあらゆる方法を取つたらしい。特に al-Manṣūr が目をつけたのは穀價の變動とその投機性であつた。

〔一五〇年頃以降〕Abū Ǧaʿfar [al-Manṣūr] の治世中、物價が下落した。彼は〔宰相〕Abū Ayyūb [al-Mūriyānī] に al-Kūfa や al-Baṣra の sawād 地帶（要するにアル・サワード）の小麥を買買させ、その差益（ribḥ）を求めようと考え、そうすることを決定し、このことについて al-Manṣūr は宰相に書簡を書き、彼を當該諸官廳に滯留させ、ときどき〔利益〕金を請求し、それが少しづつ送られた。物價の下落が繼續的に起り、al-Manṣūr は強制的に金を請求し、宰相を苦しめた。……（Ǧahš. 117）

このように、政府官吏を穀物の投機に當らせており、タバリーも、

Ibrāhīm b. Mūsā b. ʿĪsā b. Mūsā によれば、全國の驛遞官達は al-Manṣūr のカリフ時代に、彼に毎日小麥、雜穀類、パン種などのあらゆる食品の價格、……などを書送つていた。……物價について、それが正常と認められる場合はよいが、幾ばくかの變動があれば、當該地の行政官や徴稅官に書簡を送り、その價格が變動した理由を質し、答申の書狀が到着するや、その價格が正常な狀態になるまでこれに熱中した（Ṭab. VI, 336-37）。

と記しているように、驛遞網を利用して相場の變動をつかみ、徴稅官らに買買させていたが、結局は繼續的な下落によつてこの投機に失敗したのである。これはアッバース朝も確立期から安定期に入り、活發化した商人達に政府が太刀打できなかつたことを物語つている。現銀納の土地測量制であれば、徴稅官は農民と商人との穀物の買買に立會うか[11]、あるいは商人同樣買手になるかであつて[12]、いずれにしても低價格で取引が行われ、農民はもとより政府側としても利益が薄いのに反し、商人はのちにその穀物を時價で自由に轉賣でき、この制度は彼らに有利な投機を生ぜしめている。これに對し現物納の産額比率では徴稅官の徴收態度に難點はあるが、政府は商人に先んじて穀物を掌握し、相場を左右することができる。なかでもアル・サワードはバグダードを始め大消費都市をひかえて相場の變動が激しいこと、他州とは比較にならないほど收獲高が大きいこと、ティグリス・ユーフラテス兩河を始め運河網が發達して穀物輸送が便利であること、直轄州のため徴稅官に對する監督が

比較的容易であることなどの條件を考慮して、al-Manṣūr は一見逆コースと見えるこの改革を斷行したのであつて、他州では從來通り土地測量を施行しているから、これは全く政府の立場からなされたものと云わねばならない。卽ちアル・サワードの穀物の獨占は穀物の部分的、それも割合の大きい專賣を意味し、國庫上重要な財源となつた。

このような政府穀物はいずれは商人達に拂下げねばならないが、第一期の末についてジャフシヤーリーに次のような記載がある。カリフ al-Ma'mūn がメルブよりバグダードに入城して內亂を鎭定したのち、八二〇年頃宰相 al-Faḍl b. Sahl が內亂時に世話になり、それで貧しくなつていた一老人 Ḥudābūd への恩返しをしたという話から、

……〔宰相と密接な關係にあつた〕'Abd Allāh b. Bišr は〕云つた。Baġdād の商人達はアル・サワードの穀物について討議するため、代理人達や使いの者達を〔宰相〕al-Faḍl b. Sahl のもとに派遣し、しかも義務づけられていない贈物までした。宰相は私に云つた。「今日私とアル・サワードの商人達の代理人達との間で取かわされたことを知つているだろう。私は（この機會を利用して）彼らをして彼（Ḥudābūd）に qabūl を贈與させたい。彼らを伺候させ、Ḥudābūd は彼ら同樣穀物賣却における協同權（＝組合權：širka）を持つているという條件で賣却を執行せよ」と。私はそのようにし、宰相は Ḥudābūd に云つた。「今は私とここに居て、しばらくして彼らのところへ行きなさい。彼らが貴下をおどして、『お前は我々と同樣自らの代理人を派遣し、彼らに金を貸し、費用を拂ってやらねばならないから』と云つて、貴下に割前（sahm）としての貴下の純益（ribḥ）100,000 dirham を贈與しようとするだろうが、50,000 dīnār 以上になるまで受取ってはいけません。」「承知しました」。彼が行くと待つていて、al-Faḍl [b. Sahl] は彼について何も知らせていないと云つて〔不安に思い〕、〔qabūl の〕競が續き、50,000 dīnār で彼に承諾した。彼らはすぐその金を支拂い、〔穀物〕移讓證書（kutub al-taslīm）を持つて立去つた。……(Ǧahš. 319-20)

qabūl とは不勞利潤のことで、ここでは一組合員の利權を放棄させる代りに、組合員（商人）達から差出される棄權料の意味で用いられている。これによるとアル・サワードの政府穀物を購入する商人組合が存在していたことは明らかで、賣手獨占の競賣の通則として買手達の連合が行われていた。政府から協同權を付與された Ḥudābūd の資格は卽ち同じ語原を持つ musārik（協同者）であり、'Alī b. al-Furāt が第三期初に述べている言葉によると、弱少の徵稅官を援助するよう地方にも派遣されている（Hilāl 9）。商人達の連合による競賣價格の提出に對抗するため、政府

は musārik（ムシャーリク）を競賣に加入させて競賣價格をつり上げるか、もしくは棄權料を獲得させていたことが分る。al-Maʾmūn の當時は財政が安定していた頃で、政府は穀物賣却においても有利な立場にあつた。ところが第三期になると事情はやや變化している。前述の宰相 al-Faḍl b. Sahl の場合に似た話で、第三期初、宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān は穀物商人達を伺候させて、アル・サワードの政府穀物 100,000 kurr の賣價を彼らと交渉決定し、その穀物を 1 kurr につき 1 dīnār の割引率で一旦 Abū ʿAbd Allāh という宰相が以前世話になつた人に形式的に賣渡し、宰相は商人達にその全差益 100,000 dīnār を即金で彼に支拂わせ、その代り買付金は穀物が當該地で渡されるまで猶豫している（al-Tanūḫī: Niswār al-muḥāḍara, I, ed. D.S. Margoliouth, London, 1921, p. 44-45）。この場合では政府は競賣に musārik（ムシャーリク）を加入させる權利を放棄し、商人達と對等に商取引を行う代り、彼らから單位穀物當り、一定額の歩合を獲得している。同じくタヌーヒー（Niswār al-muḥāḍara, I, p. 168; Hilāl 215 參照）に、もはやこのような形式的譲渡に賴らず、明白に制度化された例がある。（ʿAlī b. al-Furāt が宰相になつて（933 H）あるとき、その書記 Ibn Muqla に、

「Ibn al-Uḫmūš ら十人の商人達の伺候を命じ、彼らにアル・サワードの穀物のうちから 30,000 kurr を買わせ、彼らとその價格を取りきめ、1 kurr につき 2 dīnār を istaṭnī（イスタスニー）（控除）し、その istiṭnāʾ（イスティスナー）金（māl al-istiṭnāʾ）を急ぎ支拂うよう彼らに要求せよ。」

と命じている。istiṭnāʾ の「控除」という原義は第三者に對する割引と同じであるが、この賣價交渉では第三者を介さず、あらかじめ istiṭnāʾ 金を即金で取るという條件が付加されている。當面の話では istiṭnāʾ 金が三日目に提出されると同時に、穀物の引渡地ならびに穀物代金を當該地で支拂うよう指定した穀物移譲證書が商人達に渡されている。要するに istiṭnāʾ 金は政府穀物拂下げに伴なう利權料である。當時の小麥 1 kurr は約 50 dīnār であつたから（Hilāl 188; Misk. 75 參照）、利權料の拂下げ價格に對する割合は約 4 %となる。徴稅請負人出身の徴稅官は中央におけるこのような穀物拂下げに關する交渉權も委ねられたらしく（Hilāl 171：第四節70頁參照）、istiṭnāʾ 金を中央政府に送つているが、その徴収義務にやや負擔を感じ

ている（Hilal 93; Misk. I, 61 参照）。

以上のような穀物拂下げ業務を通じて見られる現象は御用商人層の育成である。政府が istislāf という形で公債を發行し、半ば義務的に商人達に買わすという權力は穀物拂下げ利權との交換によつて生まれたのである。第三期末、回曆三三二年 dū l-ḥiǧǧa（XII）月頃にはアッバース朝の財政は全く破產狀態にあつて、スーリーに、

「資金は缺乏していた。何故なら彼〔Abū Ǧaʿfar b. Šīrzād〕（大總督の書記で、これまでの宰相と同じ役割を果す）には賴るべき物資もなく、〔諸地方から〕到着するもの（手形）を擔保に商人達から前借（イスティスラーフ）を求めることも、彼らのうち助力者達に借債（カルド）を要求することもできなかつた。…」…(Sūli 264)

と記されているが、この借入調達の不能は穀物拂下げ利權と交換に受けていた國家信用がすでに皆無であつたばかりでなく、政府が商人階級の經濟力に直接的な打擊を與えた結果である。

〔同年 ṣafar（II）月頃〕Abū Ǧaʿfar b. Šīrzād は商人達に金を要求し、その大部分を隱匿した（Sūli 250）。

〔三三〕二年度の人頭稅（ǧawālī）が rabīʿ al-awwal（III）月に徵集され、ズィンミの民（異敎徒）は極度の虐待と壓制を蒙った（Ibid., 251）。

Baġdād の商人達は苛酷な壓制と虐待を受け、人々は逃げまどい、富裕なユダヤ人やゾロアスター敎徒の一團は Baġdād からシリアへ移住した（Ibid., 251）。

このように、財政に重要な役割を果していた政府と商人層との相互の組織を根底から破壞し、アッバース朝國家の內部的崩壞を決定化したのである。

註

(1) Hilal 262.〔宰相 Abū ʿAlī al-Ḥāqānī のもとで全權を持つていた Abū l-Haytam は〕辨濟金（ʿiwaḍ）を諸徵稅區〔の租稅〕に割當てる借債（カルド）の方法で、官廳官吏や裁判官やカリフの從臣達から強制的に金を借りた。同樣例 Hilāl 259; Misk. I, 164; al-Tanūḫī (384/994沒): Nišwār al-muḥāḍara, VIII, (Revue de l'Académie arabe, Damas, 1930), p. 85 參照。

(2) ʿA. ʿA. Dūri: Taʾrīh al-ʿIrāq al-iqtiṣādi fi l-qarn al-rābiʿ al-hiǧri, (Studies on the economic life of Mesopotamia in the 10th century, Baġdād, 1948), p. 122 參照。

(3) Mez: Die Renaissance des Islâms, p. 124. dīnār（金貨單位）と dirham（銀貨單位）の比價は當時は大體 15 : 1 であつた（Dūri: Taʾrīh al-ʿIrāq al-iqtiṣādi, p. 222 參照）。これは金銀兩貨の流通標準貨幣について定められたと考えられ、その理由として政府がこの規格にかけ離れた不良貨幣（特に銀貨）の使用を禁じていたことが擧げられる（Sūli 71 參照）。

(4) この方法は地方政府でも行われていた。ʿArīb 186 參照。

(5) この部分は ʿAli b. ʿĪsā（第一次宰相時代）が不正を犯した Yūsuf b. Finḥās と Hārūn b. ʿImrān の二人の貨幣取扱吏（ジャーバス）（ǧahbaḏ）に對して行つた裁判記事の挿入文で、W. Fischel (The origin of banking in mediaeval Islam, JRAS, 1933, pp. 348, 581–82) はこの引用文中の tuǧǧār（商人 tāǧir の複數形）をこれら二名の貨幣取扱吏と同一視しているが、これは內容からして全くの誤りで、もし同一視が許されるとしても文法上 tuǧǧār は双數形（第三格）の tāǧirayni を取らねばならない。

(6) この借入調達は Mawṣil 遠征資金として行われた。

(7) F. Løkkegaard: Islamic taxation in the classic period, p. 113; Lambton: Landlord and peasant in Persia, p. 32–33; C. Cahen: Fiscalité, propriété, antagonismes sociaux en Haute-Mésotamie au temps des premiers ʿAbbāsides d'après Denys de Tell-Mahré, (Arabica I/2, 1954), p. 144 參照。

(8) Kitāb al-ḫarāǧ の著者。ただし彼の著書にこの傳承はない。

(9) al-Māwardi: al-Aḥkām al-sulṭāniya, Cairo, N.D., p. 170. ハンバル派 Abū Yaʿlā al-Farrāʾ al-Hanbali (458/1066 沒): al- Aḫkām al-sulṭāniya, Cairo, 1938, p. 169–70 にもほぼ同文參照。

(10) C. Cahen: Fiscalité……au temps des premiers ʿAbbāsides, p. 137 參照。

(11) Ibid., p. 143–44 參照。

(12) Ǧahš.272.（al-Ahwāzの徵稅官Faraǧ al-Ruḫḫaǧiは人民に對して壓制を行い、その地方の稅金を橫領しているという情報が入り、192H 年免職され、カリフ al-Rašid によつて裁判されたときの敍述に、）……〔al-Rašid は云つた〕。「汝は穀物の賣却時にあたり、商人達を召集したか、また代價を確かめてからその賣却を執行させたか。」「その賣却については私には商人達と同樣割前（ḥiṣṣa）がありました。あるときは得をし、あるときは損をしましたが、結局私には二年の任期中にこれやその他から 10,000,000 dirham が集まりました。」「大〔穀物〕貯藏庫を設けたか。」……

## 六　結　語

國家歲計面を通じて見た以上の考察から次のように云えると思う。確立期を經て安定期に入つたアッバース朝は、その國家機構を維持するために財源としてアル・サワードの穀物を掌握した。これは現物納の土地測量（ミサーハ）制によつて國家と納稅者たる農民との間に生じた商人による中間利益を押さえるのが目的であつた。しかし利潤を追求する商人、農場經營者ら經濟的實力者からなる中間階級は次第に重要な社會的地位を占めるに至り、やはり次第に內的膨脹を遂げていた國家と激しい對立關係を持つに至つた。豫算技術を頂點として、稅務行政機構が發達したのもこの中間階級勢

力に對する官僚階級の對抗策の現れである。ところがこの對立は國家が一歩後退するという形で融和した。それが徴稅請負（ファーマー）であり、アル・サワードの穀物業務を通じての御用商人層の育成である。財力を持つていても、財政經濟に關する專門的知識を持たない者に對するこの行政權の過半的讓渡は、複雜な稅務行政機構が存在して始めて可能であり、中央集權に支えられて有效であつた。他面この融和は下層階級に對する經濟的壓迫を惹起した。ここにアッバース朝國家の內部的崩壞の要因があつたのではあるまいか。なほ本稿では充分に觸れることができなかつた中間階級の伸張については私領地（ディヤーウ）經營の發展にも關連するので、のちの機會に詳論したい。

〔付記〕　本文中使用した括弧のうち、〔　〕は語句の補足を、（　）は典據、もしくは先行の語句の原形または解說を示す。


東洋史研究叢刊之八

清末政治思想研究

京都大學助教授　小野川秀美著

體裁總クロース製　本文四八〇頁　定價千百圓

〔內容〕

一、清末洋務派の運動　一、戊戌變法と湖南省
一、清末變法論の成立　一、清末の思想と進化論
一、康有爲の變法論　一、章炳麟の排滿思想
一、譚嗣同の變革論

目次でも明らかなように、本書は洋務論・變法論から革命論へと進んだ清末政治思想の變遷を、その指導的役割を果した康有爲・譚嗣同・章炳麟らを中心として、體系的に究明したものである。これは新中國革命に歷史的解明を與えんとする著者の十餘年にわたる辛酸の結晶であるとともに、專門的研究に乏しいこの分野の今後の研究に、大きな礎をきずいたものでもある。

右書御希望の方は本會宛お申込下さい。（國內送料當方負擔）

東洋史研究會